

大阪市障がい者支援計画（令和 6 年度～ 8 年度）の進捗報告について

- ・ 関係機関等との連携した取組について
- ・ 障がい理解に基づく施策の推進について

令和6年度から令和8年度の障がい者支援計画の進捗報告について

- ・ 令和5年度の大阪市障がい者施策推進協議会（以下、「協議会」という。）計画策定・推進部会において、「計画策定に関する議論を3年ごとに行っているが、具体的にどのような施策の推進につながっているか分かりにくい」とのご意見があった
 - 施策の推進状況を明らかにできるよう、計画の進捗報告を工夫する必要がある
- ・ これまでの進捗報告は、計画の記載内容ごとに個別の取組の実施状況を報告するものとなっていた
 - 個別の取組がどのように進んでいるか具体的に確認できる反面、施策全体の推進状況についてはわかりにくいという面があった

令和6年度以降は、今回ご報告させていただく「入所施設からの地域移行」など、計画策定時に議論のあった施策をテーマとして取り上げ、テーマごとに取組の実施状況等を報告することにより本市施策の推進状況を明らかにするとともに、より議論いただきやすくなるよう工夫する

【取り上げるテーマ】

- ① 入所施設からの地域移行
- ② 精神科病院からの地域移行
- ③ 就労支援の充実
- ④ 関係機関等との連携による効果的な施策の推進
- ⑤ 障がい理解に基づく施策の全庁的な推進

令和6年度第2回計画策定・推進部会において報告（令和7年3月13日）

今回の報告

関係機関等との連携した取組について（令和 6 年度）

発達上の課題を有する受刑者への支援にかかる取組

連携先

大阪矯正管区ほか

令和 6 年度より、大阪刑務所において「発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業」* を開始

これまで行ってきた個別ケースへの支援における連携に加え、より適切な社会復帰に向けた支援の提供に向け、関係機関相互のいっそうの連携・協力を進める

(*) 発達上の課題を有する受刑者に対して、その特性に応じた適切な処遇や医療的措置等を行い、円滑な社会復帰につなげる支援を提供することを目的とした事業

【 協定に基づく連携・協力の概要 】

大阪刑務所

モデル事業

発達障がい又はその疑いのある受刑者への支援

- ・継続的なアセスメント
- ・特性に応じた矯正処遇、適切な治療
- ・出所後を見据えた早期からの社会復帰支援など

西日本成人矯正医療センター

・専門的知見を踏まえた多職種チームによる協力・援助

近畿地方更生保護委員会・大阪保護観察所

- ・刑事施設収容中に行う出所後の **生活環境の調整**
- ・出所後に向けた調整・支援等

大阪府、大阪市、堺市

- ・刑事施設職員への研修
- ・地域社会の各種支援につなげるための情報提供や連絡調整等
- ・モデル事業にかかる協議会への参画

具体的な取組

（令和 6 年 11 月 18 日）
大阪刑務所におけるモデル事業に関して、大阪府、堺市とともに関係機関間の連携協定を締結

（令和 7 年 3 月 18 日）
実務担当者の打ち合わせ会を開催。意見交換、施設見学等を実施

高次脳機能障がいにかかる地域支援ネットワークの構築に向けた取組

連携先

大阪府

高次脳機能障がいのある人を地域で支える体制の構築に向け、地域の関係機関等による自主的なネットワークの構築を支援する取組を行う

具体的な取組

- ・大阪市南西部において形成されているネットワークをもとに、他の地域における関係機関への取組内容の周知や研修等を大阪府と連携して実施する
- ・令和 6 年 7 月、研修実施にかかる連携について大阪府と確認。令和 7 年度に研修を実施する予定

障がいの理解促進にかかるイベントにおける連携

連携先

公益財団法人 大阪観光局
イオンモール大阪ドームシティ

高齢や障がいの有無に関わらず、全ての人が安心して楽しめる旅行「ユニバーサルツーリズム」の普及促進や環境整備の一環として開催される大阪観光局の「ユニバーサルイベント」と連携し、障がい理解の促進に向けた取組を行う

具体的な取組

体験型イベント「車いすにのって大阪再発見スタンプラリー」

＊車いす体験や手触りで物を認識する体験などをスタンプラリー形式で行う

日時 令和6年7月24～26日

場所 イオンモール大阪ドームシティ1階



「大阪ハートフル商店街」の出店や、令和5年度障がい者週間のポスター大阪市入賞作品及びわがまちのやさしさ発見レポート入賞作品の展示、障がいの理解啓発に関するパンフレット等を配架し、障がいのある人への理解及び就労支援等に関する啓発を実施。

委託事業者における障害者差別解消法に係る研修実施の取組

連携先

本市委託事業者

令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行を踏まえ、本市が発注する業務委託契約の仕様書において従事者向け研修等の実施を位置付け、また、従事者向け研修等の参考となるよう、本市ホームページにおいて研修用資料を掲載

《仕様書記載例》

（障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施）

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

庁内連携

● 大阪ハートフル商店街 市役所販売ブースの充実 （連携先：総務局）

大阪ハートフル商店街・・・障がい者就労施設における製品販売を通じて、販路の拡大および障がいのある人の自立と社会参加等につなげる取組

大阪市役所の常設販売ブースについて、木製のカウンター等を新たに設置し、市民ロビーと一体的な空間づくりを行うことにより、来庁者が立ち寄りやすい魅力的な店舗となるよう整備

（令和7年3月）

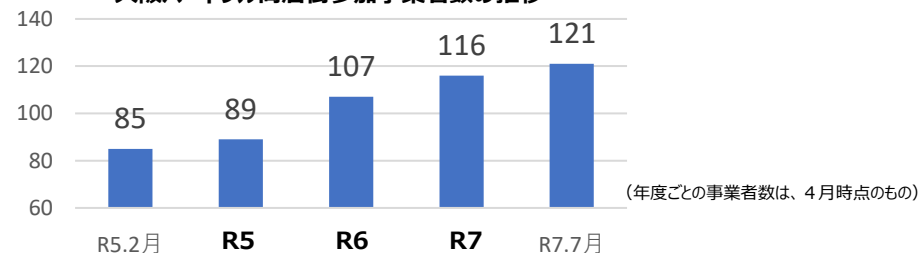


参加事業者の声

「綺麗な新しい販売ブースでとても気持ちよく接客が出来ました」

「パーテーションがあり店舗のようなたたずまいで、商品を手に取って見てくれる方も以前よりぐっと増えました」

大阪ハートフル商店街参加事業者数の推移



● 災害時に備えた取組に関する連携 （連携先：危機管理室、区役所）

個別避難計画の策定（各区長のマネジメントにより区の実情に応じて進めている取組）に関して、区役所が障がい福祉サービス事業者と円滑に連携することができるよう、福祉局において、福祉サービス事業者のBCPに関連した啓発を行う予定

区長会のもとに設置されている「個別避難計画策定推進チーム会議」と協議を行い、実施に向けて調整中

障がい理解に基づく施策の推進について（令和 6 年度）

本市の各部局において、障がい理解にもとづいた施策を進めることができるよう取り組む

大阪市障がい者施策推進会議

- ・障がい者施策を総合的かつ円滑に推進できるよう、本市の関係局相互の連携・協力を確保するために設置した庁内会議
- ・保健福祉関連部局をはじめとして、住宅担当部局や災害担当部局、区役所等が幹事として参加
- ・年 1 回程度開催（令和 6 年度は、5 月 23 日（木）に開催）

具体的な取組

➤ 音声コードの活用に向けた取組

- ・音声コード「Uni-Voice」の活用について、会議の場での実演や活用事例の紹介など、活用方法について説明

▶ 眼科系疾患の対象者へ向けた難病患者相談会の案内チラシへの採用（大阪市保健所）

→ 受給者証更新対象者への個別送付および、区役所来庁時に配布（個別送付対象：1179名）

➤ 3号随契の推進に向けた取組

- ・3号随契の活用及び本市における障がい者就労施設等からの調達目標等について全所属あて周知を実施

▶ 令和 6 年度実績 11所属39件（参考：R5年度 9所属32件）

・あらたな発注につながった所属：2所属（こども青少年局、副首都推進局）いずれもチラシ等の印刷業務

・新規の発注案件：「ダンボールマスコットキャラクター工作キット3種買入（天王寺区）」
「大阪市福祉職員募集広報用トートバッグ買入（福祉局）」等

→ 他所属の好事例の共有等を通じて、新たなジャンルの開拓や、新たな発注につなげることができた。

➤ 障がい理解に関する職員向け研修の拡充に向けた取組

● 職員向け あいサポート研修の推進

- ・各所属の職員研修として、あいサポート研修を実施してもらえるよう周知
- ・市職員向けのあいサポート研修に、各所属における施策推進の参考となるよう、本市の障がい者施策を紹介する内容を追加

▶ 令和6年度実績：10所属 計23回 あいサポーター数（本市職員合計）2,367人（令和7年7月現在）



● 職員向け eラーニング研修の実施

- ・全職員を対象に、障がい理解及び障害者差別解消法に関するe-ラーニング研修を実施（R6年10月～11月）

▶ 受講者数：18,185人（受講対象者24,477人 実施率 74.3%）

【受講者の声（アンケートより抜粋）】

- ・障がい者が身近に感じる研修だった。外見では気づかない障がいも多く、細やかな観察、配慮が必要なことを感じた。
- ・業務の中で、障がいのある方との接し方がわからないと感じる場面があったので、これを機会に知ってみたいと思った。
- ・これからの市政の基軸となる姿勢と思うので、自分自身もその視点や姿勢を当たり前のもので行動できるようになりたい。
- ・施設を計画、整備する側として、利用に障がいがある人がいるとの視点で、施設整備を行う必要があることを改めて確認した。
- ・障がい者への理解促進は区役所の全ての職場で必要。今後も継続して取り組んでほしい。

障がい者支援計画に基づく施策の取組状況について（令和7年度中間報告）

【就労支援の充実について】

- ・令和6年度に実施した「就業・生活支援センターにおける関係機関との連携状況等についての調査」をふまえ、「支援の質の向上」および「事業者間の連携」に向けて取組を実施することとしている。
- ・令和7年10月実施予定の就労選択支援について、円滑なサービス開始に向けた取組を実施。

具体的な取組

➤ 就労選択支援にかかる取組状況

円滑な制度開始に向けて

令和7年5月～制度概要等の周知（セミナー、説明会、本市ホームページ、リーフレット等）

専門的な支援と中立性の確保に向けて

令和7年5月 国の実施する就労選択支援員養成研修の周知（市内の全指定事業所を対象に案内を送付）

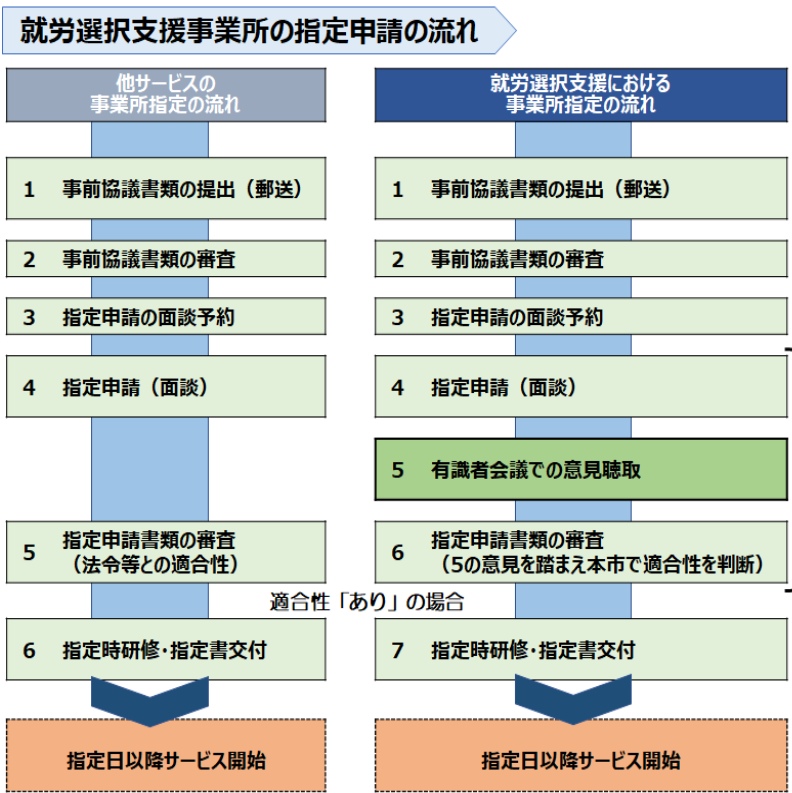
令和7年7月～事業所の指定申請受付

※国の技術的助言を踏まえたサービスの質・中立性の確保に向けた新たな取組

令和7年10月～指定事業所でのサービス開始

就労選択支援に係る事業所指定について

- 本市では、障がい者自立支援給付費及び障がい児給付費が年々伸びる中、持続可能性の観点から、障がい福祉サービスの質の確保・向上が課題であり、給付費の適正化に向けた取組の検討を進めている
- 現在は、事前協議書類をもとに基準省令等に沿って人員配置や設備等の基準を満たしているかの書面審査を行い、満たしている場合は、法律施行規則に基づき、指定申請に必要な書類一式を求め、それらの内容について面談で必要な確認を行ったうえで事業所の指定をしている
- 国の実施通知における技術的助言では、就労選択支援に係る指定申請に当たっては、「申請様式の不備のみならず、地域において就労選択支援に期待される役割を果たせるかの確認や、必要と認める場合は自立支援協議会等での評価を実施することが望ましい」と示されていることを踏まえ、本市では、適正化の一環として、下図のとおり、**就労選択支援における事業所の指定（入口）の段階からサービスの質や中立性が確保されるよう取組を実施した**



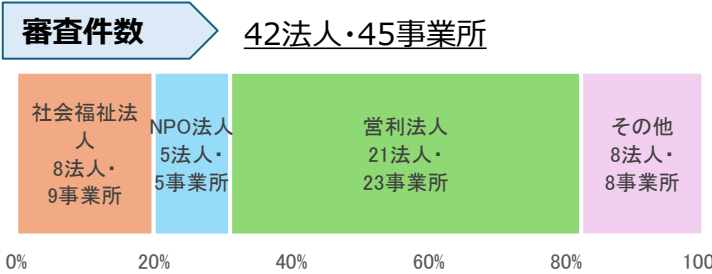
サービスの質・中立性確保に向けた新たな取組

○ 指定申請時における取組

- 指定申請受付後、当該事業者の運営方針や活動内容等に関し事業計画等をもとに面談で聴き取りを行い、その内容を面談結果として取りまとめ、外部有識者より専門的な知見からの意見を踏まえて、本市において指定の可否を決定

スケジュール

月日	内容
6月20日	第1回有識者会議
6月25日	事前協議受付開始日
7月25日	事前協議受付締切日
～	指定申請書提出及び面談
8月26日	第2回有識者会議
9月上旬	補正要否のお知らせ
9月30日（予定）	指定書交付・不指定決定通知
10月1日	指定事業所での事業開始



○ 今後、事前協議書類の提出期限や、有識者会議の開催は四半期に1回を設定

[参考] 国通知抜粋

■ 就労選択支援の実施について（令和7年3月31日 障障発0331第3号）

5 就労選択支援に係る指定の申請等について

(1) 指定権者における指定について

就労選択支援は、働きたい意欲のある障害者の今後の就労や働き方に密接に関わる支援であって専門的・中立的な役割が期待される。

就労選択支援事業所を指定するに当たっては、申請様式の不備のみならず、地域において就労選択支援に期待される役割を果たせるか以下のような観点で確認することが望ましい。

- ・ 就労選択支援事業を実施する目的や理念
- ・ アセスメント環境や支援員を確保できているか（対象者に応じた多様なアセスメント手法や作業場面の確保、アセスメントシートやマニュアルの整備、過去の就労アセスメント実績等）
- ・ 地域との連携体制を構築できているか（協議会や近隣の障害者雇用を実施する企業等との連携）
- ・ 第三者から適切な評価を受けているか（協議会、市区町村委託相談支援事業者、近隣の就労系障害福祉サービス事業所等）
- ・ 他の就労系サービスを実施している場合は、当該サービスの支援状況や経営状況（生産活動収支、経営改善計画書提出状況、スコア表や平均賃金・工賃月額等）
- ・ 情報公表の状況（WAM—NET等）

(2) 協議会との連携

就労支援事業所の指定時に地域との連携体制の構築や第三者からの適切な評価を確認する際、指定権者が必要と認める場合には、就労選択支援を行おうとする者は、事業指定の申請に当たり、協議会や市区町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。